



独占防止法

ANTITRUST LAW

独占禁止法は、高朋のメイン業務の1つで、2014年から、ChambersやWhoswholegalなどの国際格付け機関から高朋を独占禁止法分野での最優秀法律事務所の1つとして評価されてきました。

不当競争防止

顧客の代理人として、不当競争防止法に関する民事訴訟及び行政調査に対応。

民事訴訟

顧客の代理人として、独占禁止法違反行為に関する民事訴訟に対応

カルテルと市場支配的地位の濫用

高朋は、また、国内外の顧客社の代理人として、カルテルや市場支配的地位の濫用に関する独占禁止法執行機関の調査への対応、並びに法律意見書の提出、社内用のガイドラインと基準の考案と補完、関連契約の見直し、遵法教育などを含む法務サービスを提供。

経営者の集中

「中華人民共和国反独占法」発表以来、高朋は、多くの国内外顧客社の代理人として、中国商務部・国家市場監督管理総局宛てに経営者集中申告を行い、何回も委託監督人を務め、業界での専門性を樹立。